

幸手市 木村純夫市長  
幸手市 健康福祉部長 関根一勝様  
幸手市 社会福祉課長 柳様

## 要望書

先日、幸手市内で生活困窮した 50 代女性が、所持金も尽きかけ、また、ご体調も悪かったことから弊団体の生活保護申請支援サイト「フミダン」からダウンロードした生活保護申請書および資産申告書、収入・無収入申告書に必要事項を記入し、12月11日付で貴所宛に郵送しました。

しかし、貴所のケースワーカーから「自治体で使用としている書式でないと受け付けられない。来所して所定の書式に記入するように」と言われ、体調が思わしくなかった女性は、ならば着払いで良いから幸手市の申請書を郵送してくれるよう頼んだものの拒否され、とにかく来所し、自治体書式の申請書に書くよう強く言われました。

女性からの相談を受け、12月26日に私が同行しましたところ、対応した職員複数名から「自治体の書式でないと受け付けられない」と同様の説明を受け、その根拠が幸手市生活保護法施行細則であることを伺い、細則の写真も撮らせていただきました。

しかし、生活保護法 24 条では書式を限定していません。郵送した書類が 24 条で定められている条件をすべて満たしているにも関わらず、幸手市福祉事務所がその申請を受け付けなかったのは、申請権の侵害です。

生活保護手帳別冊問答集の問 9-1 にも、「生活保護の開始申請は、必ず定められた方法により行わなくてはならないというような要式行為ではなく、非要式行為であると解すべきであるとされている」と書かれています。

「保護の開始の申請意思が示された者に対しては、その申請権を侵害しないことはもとより、侵害していると疑われるような行為も厳に慎むべきであることは改正後もなんら変わるものではない」と平成 26 年 4 月 18 日社援発 0418 号 359 号厚生労働省社会・援護局長通知「生活保護法の一部を改正する法律等の施行について」にも明記されています。

今後、市で定めた書式以外の方法であっても、厚生労働省の通知に基づき、申請意思を明確に示した方の申請を受け付けるよう、職員の指導を徹底してください。また、貴所の対応によって尊厳を傷つけられ、死ぬしかないのかと追い詰められた当事者の方と、今後良好な信頼関係を築けるよう、最善を尽くしてください。本件に関し、1月19日に面談に伺う際にご回答ください。

2024年1月9日

一般社団法人つくろい東京ファンド

代表理事 稲葉剛

〒165-0025 東京都中野区沼袋 1-9-5

電話：03 - 5942 - 8086

FAX：03 - 5942 - 8099